別表

児童養護施設等入所児（者）処遇向上援護費

| 事業名 | 事　業　内　容 | 対 象 施 設 | 基　準　額 |
|---|---|---|---|
| 被虐待児童等処遇向上事業 | 身体障がい児、知的障がい児、被虐待児・非行等の児童、及び母子生活支援施設に入所している同様の問題を抱えた母子に対する処遇向上を図る。<br>（ただし、被虐待児受入加算の対象となる児童・母親を除く。）<br><br>※なお、職員雇用人件費に本事業を利用する場合は、児童養護施設等体制強化事業実施要綱に基づく要件及び留意事項による雇用とすること。（里親・ファミリーホーム・自立援助ホームは除く） | ・乳児院<br>・児童養護施設<br>・児童心理治療施設<br>・母子生活支援施設<br>・養育里親（ただし、養子縁組を前提とするものを除く。）<br>・ファミリーホーム<br>・自立援助ホーム | 1　児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設<br><br>10月1日現在において在籍する20歳未満の入所児（者）（母子生活支援施設については保護者を含む）のうち別に定める児童等を対象とする。<br>○対象児童5人あたり<br>年額　752,000円<br><br>2　乳児院<br><br>10月1日現在に在籍する児童のうち別に定める児童を対象とする。<br>○対象児童3人あたり<br>年額　752,000円<br><br>※1・2ともに、4,512,000円を上限とする。<br><br>3　里親・ファミリーホーム・自立援助ホーム<br><br>各月初日における20歳未満の本市委託児（者）のうち別に定める入所児（者）を対象とする。<br>○対象児（者）1人あたり<br>3歳未満　月額　21,000円<br>3歳児以上　月額　12,500円 |
| 専門的援助強化事業 | （1）国家資格等の有資格者によるケアの実施<br>心理的な援助が必要な20歳未満の入所児（者）に対し、心理療法、理学療法、作業療法、言語療法等のケアを実施することで、入所児（者）に対する支援の充実を図る。 | ・乳児院<br>・児童養護施設<br>・児童心理治療施設<br>・母子生活支援施設 | 国家資格（言語聴覚士・作業療法士・理学療法士等）を有する者及び臨床心理士等心理療法を行える職員によるケアの実施<br>○1時間あたり　2,500円<br><br>当事業の支給上限<br>非常勤雇用の場合<br>○年額　750,000円<br>通院等の場合<br>○年額　330,000円 |
| | （2）医療機関連携職員雇用配置<br>施設において医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置し、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進するとともに、医療や保険分野等の知識を活用し医療機関等との連絡調整や医師（嘱託医）との連携及び医療的ケアが必要な児童等の受診の付添を実施する。<br><br>（乳児院等多機能化推進事業における医療機関等連携強化事業）<br><br>※本事業において児童への支援や緊急対応・健康管理や健康相談対応等を実施する場合は保健師・看護師・准看護師（以下、看護職員という。）を配置すること。 | ・乳児院<br>・児童養護施設<br>・児童自立支援施設<br>・児童心理治療施設<br>・母子生活支援施設 | 医療機関連絡調整員（常勤職員、または常勤的非常勤職員）を雇用し配置する施設<br><br>1施設あたり<br>（1）看護職員以外配置の場合<br>1,927,000円<br><br>（2）看護職員を配置し、当該看護師が直接支援も実施する場合<br>4月1日時点における医療的ケアが必要な児童の数<br>・5人以下　2,129,000円<br>・6～9人　5,084,000円<br>・10人以上　6,358,000円 |
| 発達障がい児自立支援事業 | 発達障がいがある（疑いを含む。）20歳未満の入所児（者）が施設での安定した生活を送られる環境を作るとともに、施設を退所してからも自立・安定した生活を送られるよう入所児（者）に対する自立支援の強化を図る。 | ・児童養護施設<br>・児童自立支援施設<br>・児童心理治療施設 | 発達障がいがある（疑いを含む。）20歳未満の入所児（者）を対象とする。<br><br>対象児童に対する自立支援に寄与する直接指導1回あたり<br>12,500円 |